I P通信網サービス契約約款 別冊(NTT Comひかり電話サービス) 【現改比較表】 2024年1月1日現在

~2023年12月31日

2024年1月1日~

(令和5年11月24日現在)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次

第1条~第41条(略)

別記

1~17 (略)

18 I P電話事業者の電気通信番号 28

19~21(略)

料金表 (略)

第1条~第41条(略)

別記

1~15(略)

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1~5 (略)	(略)
6 I P電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号
	(18(IP電話事業者の電気通信番号)に規定するもの
	に限ります。)を用いて電気通信サービスを提供する協定
	事業者

17 (略)

18 I P電話事業者の電気通信番号

区分	使用される電気通信番号			
グループA	契約事業者の特定約款に定めるIP電話事業者の電気通信番号にお			
	いてグループ A に定める番号			
グループB	契約事業者の特定約款に定めるIP電話事業者の電気通信番号にお			
	いてグループBに定める番号			
グループC	契約事業者の特定約款に定めるIP電話事業者の電気通信番号にお			
	いてグループCに定める番号			

(令和6年1月1日現在)

▲ I P通信網サービス契約約款 別冊(NTT Com ひかり電話サービス)

目次

第1条~第41条(略)

別記

1~17(略)

18 Ι Ρ電話事業者の電気通信サービス 28

19~21 (略)

料金表 (略)

第1条~第41条(略)

別記

1~15(略)

16 他社相互接続通信に係る協定事業者

協定事業者	内容
1~5 (略)	(略)
6 I P電話事業者	電気通信番号規則別表第6号に規定する電気通信番号
	(18(IP電話事業者の電気通信サービス)に規定する
	ものに限ります。)を用いて電気通信サービスを提供す
	る協定事業者

17 (略)

18 IP電話事業者の電気通信サービス

使	囲	5	れる	電気	通	信せ	-	ビス	ζ.

契約事業者の特定約款に定める I P電話事業者の電気通信サービスにおいて定める電気通信サービス

19	相互接続通信の持	接続形態と料金の取扱い	١				19	相互接続通信の	接続形態と料金の取扱い	١			
接	続形態		料金を	料金を請	料金の支	料金に関す	接続形態		料金を	料金を請	料金の支	料金に関す	
			定める	求する事	払いを要	るその他の			定める	求する事	払いを要	るその他の	
			事業者	業者	する者	取扱い				事業者	業者	する者	取扱い
1	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	1	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
2	発信側の電気	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	2	発信側の電気	(1) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	通信設備:端	(2)契約事業者の電	当社	当社	当社の契	当社の契約		通信設備:端	(2)削除	削除	削除	削除	削除
	末系事業者に	話サービス又は総合			約約款に	約款に定め		末系事業者に					
	係る電気通信	ディジタル通信サー			規定する	るところに		係る電気通信					
	設備	ビスに係る電気通信			者	よります。		設備					
	着信側の電気	設備から発信し当社						着信側の電気					
	通信設備:接	の電気通信設備を経						通信設備:接					
	続契約者回線	由して通信を行った						続契約者回線					
	等	場合						等					
		(3)契約事業者に係	当社	契約事業	当社の契	当社の契約			(3)契約事業者に係	当社	契約事業	当社の契	当社の契約
		る電気通信設備(電		者	約約款に	約款に別段			る電気通信設備(電		者	約約款に	約款に別段
		話サービス又は総合			規定する	の定めがあ			話サービス又は総合			規定する	の定めがあ
		ディジタル通信サー			者	る取扱いを			ディジタル通信サー			者	る取扱いを
		ビスに係るものに限				除き、契約			ビスに係るものに限				除き、契約
		ります。)から発信				事業者の契			ります。)から発信				事業者の契
		し、当社に係る電気				約約款等に			し、当社に係る電気				約約款等に
		通信設備を経由して				定めるとこ			通信設備を経由して				定めるとこ
		通信を行った場合				ろによりま			通信を行った場合				ろによりま
						す。							す。
		(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	3	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)
3 5 6							\{ 6						
1 1													
(略)							(略)						
20^	~21(略)						20^	~21(略)	-				

料金表

通則(略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金(略)

第2 通信料

- 1 適用(略)
- 2 料金額
- 2-1 国内通信に係るもの

(1)~(2) (略)

(3) I P電話通信に係るもの

(3) 11 電品心間に休る 000						
料金科	単位	料金額				
グループAに区分される	メニュー1に係るもの	3分まで	10.4円			
電気通信番号を用いた通		ごとに	(税込価格 11.44円)			
<u>信</u>	メニュー2及びメニュ	3分まで	10.5円			
	- 3 に係るもの	ごとに	(税込価格 11.55円)			
グループBに区分される	メニュー1に係るもの	3分まで	10.5円			
電気通信番号を用いた通		ごとに	(税込価格 11.55円)			
信	メニュー2及びメニュ	3分まで	10.5円			
	- 3 に係るもの	ごとに	(税込価格 11.55円)			
グループCに区分される	メニュー 1 に係るもの	3分まで	10.8円			
電気通信番号を用いた通		ごとに	(税込価格 11.88円)			
信	メニュー2及びメニュ	3分まで	10.5円			
	- 3 に係るもの	ごとに	(税込価格 11.55円)			

(4) ~(6) (略)

2-2 国際通信に係るもの(略)

第3~第4(略)

第2表(略)

第3表(略)

通信料別表 (略)

料金表

通則(略)

第1表 料金(附帯サービスの料金を除きます。)

第1 利用料金(略)

第2 通信料

- 1 適用(略)
- 2 料金額
- 2-1 国内通信に係るもの

(1)~(2) (略)

(3) I P電話通信に係るもの

		T			
料金種別	単位	料金額			
I P電話通信	<u>3分まで</u> <u>ごとに</u>	10.5円 (税込価格 11.55円)			

(4) ~(6) (略)

2-2 国際通信に係るもの(略)

第3~第4(略)

第2表(略)

第3表(略)

通信料別表(略)

▲IP 通信網サービス契約約款 共通編

附則(令和5年12月21日 CAS1サ第000400002818-01号)

(実施期日)

1 この改正規定は、令和6年1月1日から実施します。

(\psi \lambda \tau \tau)
(経過措置) 2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金そ
2 この以上が足失地前に文払い文は文払わないればならながった電気通信サービスの料金での他の債務については、なお従前のとおりとします。
3 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いに
ついては、なお従前のとおりとします。
<u> </u>